

岩手県告示第277号

松くい虫防除推進員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

松くい虫防除推進員設置規程の一部を改正する告示

松くい虫防除推進員設置規程（昭和61年岩手県告示第322号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 推進員は、その職務を行うに当たっては、その担当地区を所管する<u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長</u>の指揮監督を受けるものとする。</p>	<p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 推進員は、その職務を行うに当たっては、その担当地区を所管する<u>広域振興局長</u>の指揮監督を受けるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。